

令和元年度 第7回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和元年10月21日（月） 午後1時30分～午後2時50分

2、会議場所 播磨町役場 3階 A会議室

3、出席委員氏名

1番 佐伯 幸男	2番 福壽 洋三	3番 日和佐 修	4番 井澤 信良
5番 藤谷 昇	6番 三宅 孝英	7番 浅原 清治郎	8番 梅谷 良治
9番 岩本 宏司	10番 澤田 秀隆		

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主事 永井 愛 主事 高森 菜奈未

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと

議案第20号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

令和元年度 第7回播磨町農業委員会

日時：令和元年10月21日

開会 午後1時30分

- 議長 皆さん、こんにちは。今から10月の農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日、全員出席ということですので、会は成立いたしております。議事録署名委員でございますが、8番の梅谷委員さん、9番の岩本委員さんにお願いをいたします。
- それでは、議事を進めてまいります。議案第18号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 ありがとうございます。それでは1番、現地調査していただいた福壽さん、お願いいたします。
- 福壽委員 まず、地図の方なのですけれども、4ページになります。斜線部の [REDACTED] と書いたところが対象の土地になります。写真の方は1ページの上のものです。見ていただいたとおりなのですが、もう鉄筋の2階建ての建物が建っております。既にもう数十年前にこちらの方は建っている物件になりますので、始末書ありということです。
- 議長 福壽さん、[REDACTED]さんはずっと長い間、田んぼされていた方の息子さんですか。
- 福壽委員 そうですね。[REDACTED]さんの息子です。
- 議長 播磨町に住んでいますか。
- 福壽委員 この住所でいくと[REDACTED]なので、今は閉まっていますが[REDACTED]の隣ですね。
- 議長 大きな家ですよね。

- 福壽委員 畑があるところですね。敷地は大きく持っていますね。一応、周りのところは全て道路、住宅ということになっていますので、特に水路関係は問題ありません。地番は3つに分かれていますけども、一体地です。
- 議長 これは4条だから住宅を潰して、また建てるということですね。
- 福壽委員 そうですね。
- 議長 よくここは通るのですが、まだまだ使えるかなと思う建物ですけれどね。
- 福壽委員 そうですね。もう誰もここに住む方がいらっしゃらないということみたいです。
- 議長 農業機具もたくさん置いてありますね。
- 福壽委員 そうですね。まだたくさん置いていますね。
- 議長 説明は終わりました。皆さん、何かございませんか。始末書も出でているようでございます。特に意見、質問がなければ、市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することに決定いたしたいと思います。次に、2番、現地調査していただいた佐伯委員さん、お願ひいたします。
- 佐伯委員 地図は5ページ、写真は1枚目の一番下になります。場所は [REDACTED]
[REDACTED] の南西側に約100メートルちょっと行ったところです。それと、あとは [REDACTED] の真北方向に5、60メートルぐらいのところですかね。ここに [REDACTED] って2つ並んで住宅がありますけれど、これが本人の住宅と、隣の小さい方が息子の住宅です。多分、今回、自分の屋敷を広げるだけの目的だと思うのですが、息子の住んでいる土地がちょっとだけ後ろへ出っ張っています。それをそろえるためだと思うのですが、後ろの北側の線は今度の転用の分で、真っす

ぐ直線になるのではないかと思います。残っている田も本人の所有ですので、周りに農地が存在しませんし、特に問題はないかと思います。以上です。

○議長 説明は終わりました。質問等ございませんか。市街化区域の転用ということで、これについても農地転用届を受理することに決定いたしたいと思います。続いて、3番に入ります。現地調査をしていただいた岩本委員さん、お願ひいたします。

○岩本委員 地図は6ページで、[REDACTED]との境です。御主人が畑仕事好きみたいで以前は畑をちょっとされていましたが、今はもう周りに何もないです。特に問題はないかと思います。

○議長 ありがとうございました。ここは[REDACTED]と[REDACTED]の境ですね。

○岩本委員 境です。始末書も出ていますし、全然問題のないところですね。茶色の建物に[REDACTED]と片仮名で書いているのが[REDACTED]さん家になります。

○議長 委員の皆さん、御意見ございませんか。それでは、これにつきましても市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することにいたしたいと思います。続きまして、議案第19号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと」を議題といたします。それでは、説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 それでは、1番を現地調査していただいた佐伯委員さん、お願ひいたします。

○佐伯委員 地図は9ページ、それから写真は2枚目の真ん中になります。
これは先月、[REDACTED]というのが届け出された、その隣の土地になります。場所は例の[REDACTED]の南の[REDACTED]、その南の駐車場のもう一つ南側になりますけれど、これが今度、転用さ

れるともう周辺に農地というのは存在しなくなります。先月、転用された土地の北西側に畠が1つ残るという形になりますけれど、今回のとは接していないと思います。農地としてはこれがここでは直接、接するところがなくなるということで、別に何も周辺の影響はないかと思います。

○議長 佐伯さん、先月、出てきたところの所有者もこの人でしたか。

○佐伯委員 一緒です。

○議長 先月は、譲受人は [REDACTED] でしたよね。

○佐伯委員 そうです、そうです。

○議長 今度は [REDACTED] ですか。

○佐伯委員 ちょっとよく分からぬのですが、先月は [REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED] さんでしたね。

○議長 [REDACTED] ですね。

○佐伯委員 それで、今回は [REDACTED] になっていますよね。住所も違いますし、会社の名前も違いますよね。代表者も [REDACTED] さんですし。

○議長 いや、一体利用ではないのかなと思いましてね。

○佐伯委員 どう考えても一体利用ですよね。真ん中にあぜがあつたり水路があつたりするようなわけじゃないですし。どこにも線が引かれていないので、おそらく一体利用ですね。

○議長 資材置き場となっていますが、おそらく家が建つのではないでしょうか。

○佐伯委員 当面は資材置き場として使うのかもしれません、後は分かりませんね。なんとも言えないですね。

○淺原委員 この横は水路が通っているのですよね。だから、水路だけちょっと使い方によってはややこしいですね。

- 佐伯委員 ちょうど上の手に水路がありますね。
- 今回、分筆されたのか、もともと分筆されていたのかもよく分からぬのですけれど、おそらく田は一体で完全に1枚で使われていたと思います。
- 議長 謙渡人が同じ人なのに、何でこのように分けてするのかなと思いましてね。当然一体利用やと思いますけれどね。
- 他に意見も出てこないよう思いますので、市街化区域の転用ということで、この案件についても農地転用届を受理することにいたします。
- 議長 次に、議案第20号に移りたいと思います。「農地等利用最適化推進施策に関する意見書提出確認のこと」を議題といたします。
- 事務局の方から説明をお願いいたします。
- 事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 ありがとうございました。添付書類もあるのですが、まず今、読んでいただいた内容について、ここをこうしたら良いのではないかというようなお気づきの点がありましたら、お聞きしたいと思います。
- 皆さん方、いかかでしょう。
- 淺原委員 ちょっと細かい変更ですけれど、真ん中辺の「一方、播磨町に目を向けると」とのところで、「町道浜幹線等の全線開通により」と書いてあるのですけれど、「町道浜幹線等」の「等」を、これを「全線開通」の後ろにもってきた方が良いのではないでしょうか。町道浜幹線が全線開通したことなどによってということの意味ですと、この「等」は後ろの方が良いかなと思います。
- 事務局長 そうですね。
- 議長 それと、私は1つ思ったのは、マスタープラン、下から2行目に書

いてあるのですが、ここに作成年月日、平成24年3月いうのを入れた方が良いのではないかと思います。というのは、後に緑の計画が出てきて括弧で29年3月と入っていますので、マスタープランも入れた方が良いのではないかと思います。

○事務局 はい。そろえさせてもらいます。

○議長 そうしたら今、淺原委員さんが出された「町道浜幹線等」のところを削って、「全線開通」の後に「等」を入れていただくということ、マスタープランの後に括弧で平成24年3月を入れていただくというこの2つが出ておりますが、他にございませんか。

○議長 法律第38条の規定は何が書いてあるかを読んできたのですけれども、関係機関等に関する農業委員会の意見の提出というのが書いてありますて、農業委員会は農地等の利用、最適推進に関して必要があると認めるときは、具体的な意見を提出しなければならないとなっていました。今までこのような農地の最適化利用に関するものが無かったのかもしれません、そこは提出することができるではなしに、農業委員会は必要があると認めるときは具体的な意見を提出しなければならないと、そういうふうになっていました。それから、それを受けて行政機関の方は、意見を考慮しなければならない、そういうふうになっているのですよね。

○淺原委員 ということは、これは何か回答が返ってくるのですか。

○議長 だから、文書によるのか口頭によるのか、やっぱり受けた行政機関の方で、これについてどうしますという意思決定はあるべきだと思います。

他に意見がないようでしたら、この文案については以上の箇所を訂正させていただいて、正式な意見書とさせていただくことに異議ご

ざいませんか。

○全員 はい。

○議長 ありがとうございました。

それでは、正式な意見書として取り扱いさせていただきますので、

「案」を消してください。

それでは以上をもちまして、本日を終わりたいと思います。あり

がとうございました。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和元年 10 月 21 日

議長 澤田 秀隆

議事録署名人 梅谷 良治

議事録署名人 岩本 宏司